

平成29年 第6回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	平成29年6月23日		開会場所	ふじみ野市役所3階A301会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	平成29年6月23日	午後1時36分	議長				
	閉会	平成29年6月23日	午後2時45分	議長				
議長	野澤利夫							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	新井良司		出	10	小川修		出	
2	柿沼隆		出	11	粕谷雄一		出	
3	内田輝美		出	12	星野秀雄		出	
4	島田和之		出	13	富田博明		出	
5	高野喜好		欠	14	野澤利夫		出	
6	岸澤七郎		欠	15	浅見伸明(最)		出	
7	岡部英作		出	16	鈴木潔(最)		出	
8	原田晴男		出	17	岡本和廣(最)		出	
9	原田元一		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		12名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
本橋直人								
渡辺正二								
飯塚勝貴								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>平成29年6月23日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		ふじみ野市農業委員会会長は、平成29年6月23日、午後1時30分、ふじみ野市役所3階A301会議室に農業委員会を招集した。
日程第1	議長	議長は午後1時36分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。
日程第2	議長	議事録署名委員に13番・15番委員を指名する。
日程第3	議長	日程第3、報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出に関する件1件について報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第11号について承認します。
日程第4	議長	日程第4、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件2件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第12号について承認します。
日程第5	議長	日程第5、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件4件を報告します。
	議長	事務局に報告書の朗読を求めます。
	事務局	報告書朗読。
	議長	質疑を求めます。
	全委員	異議なしにより了解。
	議長	異議なし賛成により、報告第13号について承認します。

日程第6	議 長	<p>日程第6、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件4件を議題とします。</p>
	議 長 事 務 局	<p>1番の案件について事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>マンション『〇〇〇〇』の機械式駐車場は築20年が経過しており老朽化しているため、2年3ヶ月の工事期間内で14工区に分割して455台分の設備を順次解体して、新しい機械の取り付けを行います。</p>
	議 長	<p>1番の案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p>
	17番委員	<p>6月14日に13番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。入り口部分は既設駐車場となっており、申請地はやや草が目立ちますが畑として管理されています。</p>
	議 長 3番委員	<p>地元委員さん、何かありますか。</p> <p>現地調査した委員さんの報告のとおり、若干、草は生えていますが農地として管理されています。</p>
	議 長 10番委員	<p>質疑を求めます。</p> <p>現況に戻すのはいつになる予定なのか。</p>
	事 務 局	<p>平成31年11月にマンションの駐車場設備工事が終了予定なので、その後に畑に復元します。</p>
	議 長 全 委 員	<p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし</p>
	議 長	<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	異議なし賛成により、議案第15号1番の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に進達します。
議 長	続きまして2番の案件について事務局に朗読及び説明を求めます。
事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者の(株)〇〇は所沢市小手指が本社ですが住宅地内にあるため車両、資材を置くスペースが無く、また、資材等が盗難されることを警戒して、代表取締役が住んでいる妻の実家内のスペースに車両を駐車しており、従業員もそこへ出勤してから仕事を行っています。</p> <p>しかし、実家敷地内に車両を置いている状況では実家の農業経営の妨げとなり、スペース一杯に車両と資材を置いているので安全面でも問題があるため、実家に隣接する妻の祖父が所有する農地を借りて、資材置場として使用するための申請です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議 長 17番委員	<p>現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>6月14日に13番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。資材置場に分筆される予定の部分はやや草が生えていましたが、周辺の農地は〇〇さんが所有しているので問題は無いと思います。</p>
議 長 7番委員	<p>地元委員さん、何かありますか。</p> <p>事務局及び担当委員さんの説明のとおり、農地として管理されているので問題は無いと思います。</p>
議 長 10番委員	<p>質疑を求めます。</p> <p>会社の登記住所は所沢市なのか。</p>
事 務 局 10番委員	<p>その通りです。</p> <p>説明を聞く限りでは、会社は妻の実家を拠点にして事業を行</p>

		<p>っており、所沢市の住所は実態が無く登記のみと思われる。</p> <p>もし、会社がなくなった時のことを考えると問題が多いので、農業委員会の範疇では無いが改善することを要望する。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第15号2番の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に進達します。</p> <p>続きまして3番の案件について事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は申請地近辺の賃貸住宅に住んでおり、妻の勤務地への通勤の利便性及び小学生の子の学区が変更にならないことを考慮して、申請地に戸建住宅を建築することを決定しました。</p> <p>所有者の〇〇さんの父が平成9年3月に3条申請で購入した農地です。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断しますが集落接続しているため農地法第5条の申請の基準は満たしています。</p> <p>現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p> <p>6月14日に13番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。申請地は更地になっており、やや草が目立っている状況です。</p> <p>地元委員さん、何かありますか。</p> <p>土地所有者の〇〇さんは東京都国分寺市在住の造園業者であ</p>
議長	議長	
全委員	全委員	
議長	議長	
全委員	全委員	
議長	議長	
議長	議長	
事務局	事務局	
議長	議長	
事務局	事務局	
議長	議長	
事務局	事務局	
議長	議長	
17番委員	17番委員	
議長	議長	
16番委員	16番委員	

	<p>議長</p> <p>8番委員</p> <p>事務局</p> <p>3番委員</p> <p>事務局</p> <p>13番委員</p> <p>事務局</p> <p>3番委員</p> <p>事務局</p>	<p>り、以前は申請地に植栽していた樹木の管理に週1回位は訪れていたようだが、自宅から申請地まで片道2時間程度掛かるため近年はほとんど管理するために訪れていなかったようです。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>土地所有者は3条申請で農地を購入したとのことであるが、2時間以上掛かることを理由に管理を辞めてしまうことは無責任では。</p> <p>入間地方協議会の申し合わせ事項で3年3作というものがあり、3条申請で農地を購入してから3年間耕作すれば売却することを認めており、今回の申請は購入から20年が経過している点では問題はありません。</p> <p>土地所有者は将来的に農地以外の土地利用を考えて購入しているのでは。</p> <p>申請者の父が土地を購入しており、長年、樹木の管理は行ってきたので、農地以外の土地利用を考えていたかについては不明です。</p> <p>今回の件のように3条で農地を購入しても、農地以外の土地利用されてしまうことを懸念している。</p> <p>以前にも資材置場として転用された案件が、農地から地目変更されて雑種地になった後に宅地に転用された例もあるので、農地法から離れてしまうと我々の範疇外となってしまうことはいかなものなのか。</p> <p>農地法から離れると指導することはできなくなります。</p> <p>申請地は第1種農地内であるが、集落に接続している理由で申請することが認められてしまうのか。</p> <p>申請地は集落に接続しており、ふじみ野市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第3条(2)及び都市計画法第34条第12号の要件を満たしているため申請はできます。</p>
--	--	--

	<p>3番委員</p> <p>事務局</p> <p>3番委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>今回の申請地に宅地が建設されてしまうと、その後も次々と宅地がされるのでは。</p> <p>農地法及び都市計画法の要件を満たしている申請ならば、1件ずつ建てられる可能性はあります。</p> <p>市内在住で自ら農地を所有している方が第1種農地で条件を満たしていないために、事前に県に相談して農地転用が認められないケースもあったが、市内の農家の方では無く、都市計画法の要件を満たしている市外の方が今後1件ずつ申請があれば建設することが可能であることは納得できない。</p> <p>休憩します。</p> <p>休憩 午後2時18分</p> <p>再開 午後2時34分</p> <p>再開します。</p> <p>他に質疑はありますか。</p> <p>なし</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、3番の案件につきましては承認することに決定し、原案のとおり許可相当として県知事に進達します。</p> <p>続きまして4番の案件について事務局に朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は「第6期ふじみ野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき地域密着型特別養護老人ホーム事業の公募が平成28年5月にあり、申請地から徒歩15分以内に立地する「特別養護老人ホーム〇〇」のサテライト施設として選定しました。計画施設は2階建て29床の規模で地域密着型特別養</p>
--	---	--

		<p>護老人ホームです。</p> <p>農地の区分は、水道管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、農地から500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設の公共施設または公的施設が存在するので、第3種農地と判断します。</p>
議長		<p>4番の案件につきまして、現地調査した委員さん、現地について説明をお願いします。</p>
17番委員		<p>6月14日に13番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。申請地はやや草が目立つが畑として管理されています。</p>
議長		<p>地元委員さん、何かありますか。</p>
7番委員		<p>現地調査した委員さんの報告のとおり、若干、草は生えていますが農地として管理されています。</p>
議長		<p>質疑を求めます。</p>
10番委員		<p>賃借期間は何年間の予定なのか</p>
事務局		<p>30年間の賃借となっています。</p>
議長		<p>他に質疑はありますか。</p>
全委員		<p>なし</p>
議長		<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
全委員		<p>異議なし。</p>
議長		<p>異議なし賛成により、議案第15号4番の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に進達します。</p>
議長		<p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、平成29年第6回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了午後2時45分)</p>